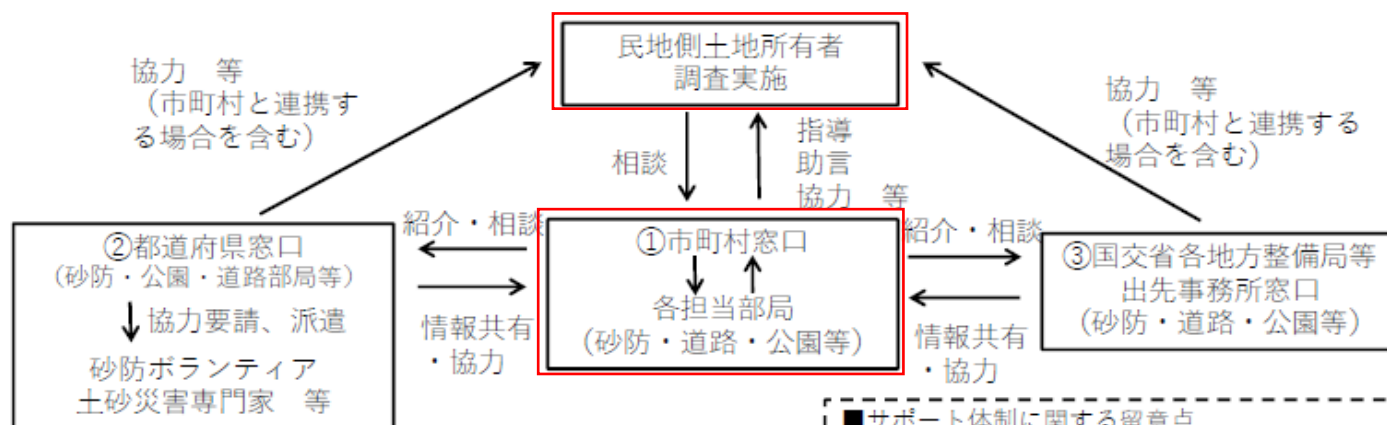


逗子市池子のがけ崩れを受けたサポート体制について

- 民地側土地所有者からの相談等に対応したサポート体制を構築
- 各関係機関が情報共有し、きめ細かな対応を実施するとともに、危険箇所の状況を把握し災害の未然防止を図る

■サポート体制図



■窓口連絡先一覧

- ①各市町村窓口 (防災部局、建設部局等)
- ②都道府県窓口 (「砂防・公園・道路部局等」の「急傾斜地対策施設 (土地管理者含む) の管理者」)
- ③国交省各地方整備局 (「砂防・道路・公園等」に係る「急傾斜地対策施設 (土地管理者含む) の管理者」)

■サポート体制に関する留意点

- ・土地所有者からの相談窓口は、各市町村 (防災部局) とする。ただし、直接施設管理者 (②~③) へ連絡あった場合は、施設管理者から窓口へ情報共有を行う。
- ・市町村の窓口は、土地所有者から相談があった場合は、関係する施設管理者に紹介・相談する。
- ・紹介・相談を受けた施設管理者は、土地所有者と連絡を取り状況に応じた対応を図るとともに、その結果について情報共有を図る。
- ・施設管理者としての対応が困難な場合は、①市町村窓口が緊急性等に応じて関係機関との調整を行う。

